

違反広告物をなくす運動

～違反広告物をなくし 美しい町に～

道路などに掲出される違反広告物は、まちの景観を損ね、また、通行者への障害物となるなど、安全性の確保の面からも、さらには、これらの違反広告物の多くは、青少年の健全育成に悪い影響を与えることがあり、社会的な面からも大きな課題となっています。

この運動はこのような現状に対応するため、市民と関係行政機関が一体となって違反広告物の撤去等に努め、「美しいまちの景観の確保」と「安全で快適なまちづくり」を図ろうとするものです。

実施月間

9月（1ヶ月間）

実施団体

名古屋市（町を美しくする運動市推進委員会）

区安心・安全で快適なまちづくり協議会

町を美しくする運動学区推進委員会・学区連絡協議会

学区区政協力委員会、学区保健環境委員会、町美運動協力各種団体



実施活動

違反広告物の通報

区協議会および学区推進委員会・学区連絡協議会は、違反広告物の発見と関係行政機関への通報を行います。

違反広告物パトロール

区協議会および学区推進委員会・学区連絡協議会は、学区区政協力委員会・学区青少年育成協議会等の協力のもと、区役所・住宅都市局・土木事務所・環境事業所・警察署などと違反広告物パトロール班を編成し、重点地区を巡回点検します。

違反広告物の指導撤去

住宅都市局・緑政土木局・土木事務所・各施設管理者は、幹線道路を中心にパトロールをして違反広告物の掲出者への警告を行うとともに違反広告物を撤去します。

広報活動

広報なごや等により、この運動への理解と協力を呼びかけます。



関係団体を通じて、屋外広告物業者へ屋外広告物関係法令の遵守を呼びかけます。



- ・電柱や街路樹などに広告物(はり紙、はり札、立看板、広告旗など)を掲出するのは違反です。
- ・道路上は広告物を掲出できません。(不法占用物件)



名古屋市では、「違反広告物追放推進団体・違反広告物追放推進員制度」を実施しています。

この制度は、市民の方々の自主的な活動によって、違反広告物の追放を一層推進していこうとする制度です。推進員になると、違反広告物の一部（電柱のはり紙等）を除却できるようになります。

問い合わせ：名古屋市住宅都市局ウォーカブル・景観推進課 TEL(052)972-2735 FAX(052)972-4485